## 公正取引委員会における平成14年度の政策評価について

平成15年6月26日公正取引委員会

# 1 政策評価の概要について

公正取引委員会は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。 以下「政策評価法」という。)に基づき、今般、「下請取引における電磁的記録の提供に係る 法制の周知」、「インターネット等に係る景表法上の問題の検討等」及び「法制度の在り方の 見直し・検討」について政策評価を実施し、その結果を取りまとめた。

その概要は次のとおりである(詳細については別添参照)。

# (1) 下請取引における電磁的記録の提供に係る法制の周知

## 評価結果の概要

#### ア実施状況の概要

下請取引における電子受発注に伴って,親事業者から下請事業者に対する不当な費用負担の押付け等が行われないよう,下請法違反行為を未然に防止する関連ガイドラインを作成し,その周知を図る。 平成13年度においては,次のような活動を行った。

- (ア) 「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(以下「留意事項」という。)の作成 (平成13年3月30日公表)
- (イ) 留意事項の周知活動

下請取引適正化推進講習会(親事業者向け 20 か所,下請事業者向け 11 か所)等を開催したほか, 日本商工会議所等約 4,000 か所に資料配布するなどした。

## イ 必要性

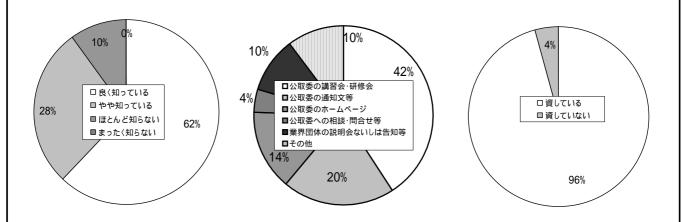
電子受発注が拡大している中で,親事業者が下請事業者に一方的に電子受発注の実施を押し付けたり,不当に費用負担を押し付けたりするなどの懸念があったことから,留意事項を作成して周知を図ることについて,社会的必要性は高かったと考えられる。

#### ウ 有効性

- (ア) 留意事項は,パブリックコメントを踏まえて適正に作成され,その周知活動も広範に行われたと評価できる。
- (イ) 留意事項に関する親事業者の認識について調査したところ,調査対象の事業者のうち,「まったく知らない」との回答はなく,90%が「よく知っている」又は「やや知っている」と回答しており,80%が当委員会の周知活動を通じて知ったと回答している。また,96%が留意事項は適切な電子受発注の推進に「資している」と回答している。さらに,平成13年度の定期書面調査において,下請取引における電子受発注に係る違反事例はなかった。これらのことから,留意事項は,違反行為の未然防止・下請取引の公正化に対して一定の有効性があったと考えられる。(次図参照)

### 【図 留意事項に関するアンケート調査結果】

「留意事項等を知っていますか」
「留意事項等をどこで知りましたか」
「留意事項は適切な電子受発注に資しているか」



(注:調査対象事業者100社(うち有効回答数50社))

(ウ) 今後,下請取引において電子受発注を実施する親事業者が増加することが予想されることから, 今後とも留意事項の周知に努めていく必要がある。

### 工 効率性

一般に,周知活動等を通じることで多くの違反行為が未然防止されれば,より効率的であると考えられる。留意事項の作成・公表については,一定の有効性があったと考えることができ(上記ウ参照),下請取引の公正化にとって効率的であったのではないかと考えられる。

なお,補足調査におけるヒアリングにおいて, 当委員会から発信されるさまざまな情報の伝達について,郵送等から電子メールを使うことによって簡略化できる, 定期書面調査等を現行の紙媒体から電子化した方が効率的である,といった意見があり,当委員会の業務を電子化することにより, 周知活動の手法について一層の効率化を行うことを検討する必要がある。

(2) インターネット等に係る景品表示法上の問題の検討等

### 評価結果の概要

#### ア 実施状況の概要

電子商取引のうち,特に対消費者電子商取引(以下「B to C 取引」という。)における広告表示について景品表示法上の問題の検討等を行い,その適正化を図る。平成13年度においては,次のような活動を行った。

- (ア) B to C 取引における広告表示に関する実態把握 (インターネット・サーフ・デイの実施) (平成 12 年 12 月,同 13 年 2 月,10 月,12 月,同 14 年 1 月実施)
- (4) 「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(以下「景品表示法上の留意事項等」という。)の作成(平成14年6月公表)及びその周知
- (ウ) 相談に対する回答(平成13度年2件,同14年度21件)

### イ 必要性

政府の「e-Japan2002 プログラム-平成 14 年度 I T重点施策に関する基本方針-」(平成 13 年 6 月)においては、「電子商取引等に係る消費者保護の推進を図る」とされていたところであり、B to C 取引に係る景品表示法上の問題の検討等を行う社会的必要性は高かったと評価できる。

### ウ 有効性

インターネット・サーフ・デイによる実態把握によれば,景品表示法上の問題が見られた広告表示の比率が 20.0% (平成 13 年度調査) から 5.0% (平成 14 年度調査) に低下した。今回の調査対象サイト数が少ないことため確定的な評価を加えることができないが,以上のことから, B to C 取引に係る景品表示法上の問題の検討等が広告表示の適正化に対して一定の効果があったことがうかがわれる (次表参照)。

インターネットを利用して行われる衣料品の取引における表示に係る問題事例の件数

実施日	対象サイト数	不当表示につながるおそれのあるもの		
天.爬口 			価格表示関係	原産国関係
平成 13 年 2 月	602	120 (20.0%)	101 (16.8%)	19 (3.2%)
平成 15 年 3 月	100	5 ( 5.0% )	5 ( 5.0%)	0(0.0%)

しかしながら、次のような更なる改善が必要であると考えられる。

- (ア) 景品表示法上の留意事項等については、依然として B to C 取引サイト上における不適正な表示が散見されることから、事業者等に対し更なる周知活動を行なうとともに、「電子商取引監視調査システム」を有効に活用するなど更に監視体制を強化し、違反行為の排除に努める必要がある。
- (イ) 「電子商取引監視調査システム」により確認された違反行為の形態等を整理し,急速に変化する B to C 取引の表示実態を的確に把握することにより,不当表示等の景品表示法違反行為の早期発見に努めるとともに,留意事項を追加・補充し,新たな手法による景品表示法違反行為について迅速に対応できるようにする必要である。

## 工 効率性

一般に,周知活動等を通じることで多くの違反行為が未然防止されれば,より効率的であると考えられる。今回の景品表示法上の留意事項等の作成・公表については,一定の効果があったことがうかがわれることから,広告表示の適正化のためには効率的な方法であったのではないかと考えられる。

## (3) 法制度の在り方の見直し・検討

### 評価結果の概要

# ア 実施状況の概要

経済活動の基本ルールである独占禁止法等について,経済活動のグローバル化の進展等による著しい経済・社会構造の変化等を一層踏まえたものとするよう見直し・検討を行った。平成 13 年度においては, 一般集中規制に係る規定, 手続等に係る規定について見直し・検討を行い,平成 14 年 3 月に国会に提出した。

それぞれの法改正の内容は,次のとおりである。

- (ア) 一般集中規制に係る規定の見直し
  - a 大規模会社の株式保有総額制限の廃止・事業支配力の過度集中規制の整備

- b 金融会社による議決権保有制限の対象範囲の縮減
- (イ) 手続等に係る規定の見直し
  - a 在外者に対する書類の送達手続等の整備
  - b 既往の違反行為に対する措置の対象行為の追加
  - c 法人等に対する罰金の上限額の引上げ(1億円 5億円)

### イ 必要性

(ア) 一般集中規制に係る規定の見直し

「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)において,「一般集中規制(持株会社規制,大規模会社の株式保有総額制限,金融会社の株式保有規制)の見直し」が掲げられているなど,社会的必要性は高かったものと評価できる。

(イ) 手続等に係る規定の見直し

独占禁止法研究会,21 世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会からその見直しが提言されていたなど,社会的必要性は高かったものと評価できる。

### ウ 有効性

これらの見直しが公正かつ自由な競争の促進に与えた影響について,現時点において,直接的・計量的に測定することは,困難であるので,一部の事業者からヒアリング調査を行うこと等により,定性的に評価した。

(ア) 一般集中規制に係る規定の見直し

今回の見直しは,経済実態調査によって得られた経済実態を踏まえたものである。(経済実態調査によれば,広く薄い株式保有は,減少又は解消される方向にある。)

ヒアリング調査によれば,独占禁止法第9条の2の規定の廃止により,今後,グループ企業の再編等が行いやすくなったなどの意見が挙げられた。

また,ヒアリング調査において,株式保有する場合には支配可能な程度の株式を保有するとの意見が挙げられるなど,今後も企業グループの株式保有関係の密接化の動きもうかがわれる。

(イ) 手続等に係る規定の見直し

各種の送達が可能となって円滑な審査活動が可能となり,また,既往の違反行為に対する措置の対象の追加・法人等に対する罰金の上限額の引上げによって違反行為に対する措置の拡充が図られ, これらのことは公正かつ自由な競争の促進に当然に資するものと評価できる。

#### 工 効率性

これらの見直しについて,代替的な活動はなく,また,短期間で行われたと評価できる。

## 2 政策評価に対する意見募集

公正取引委員会は,以上の政策評価について,次の要領にて,関係各方面から広く意見を 求め,寄せられた意見を今後の政策評価に当たって参考にすることとしている。

# (1) 意見提出方法

住所,氏名,所属団体名又は会社名及び連絡先(電話番号,FAX番号,E-mailアドレス)を明記の上,郵送・電子メール・FAXのいずれかの方法により,提出してください。

# (2) 意見提出先

公正取引委員会事務総局官房総務課 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 FAX 03-3581-1963 E-mail seisakuhyouka@jftc.go.jp

# (3) 意見提出期限

平成15年7月25日(金)必着

## (4) 意見提出上の注意

寄せられた御意見については,住所及び連絡先を除いて公表することがあります。また, 寄せられた御意見に対して個別に回答はいたしかねますので,その旨御了承ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課・企画官 電話 03-3581-3574(直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp

## 1.評価対象施策等

下請取引における電磁的記録の提供に係る法制の周知

### 2.担当部局

経済取引局取引部企業取引課

## 3. 施策等の目的・目標

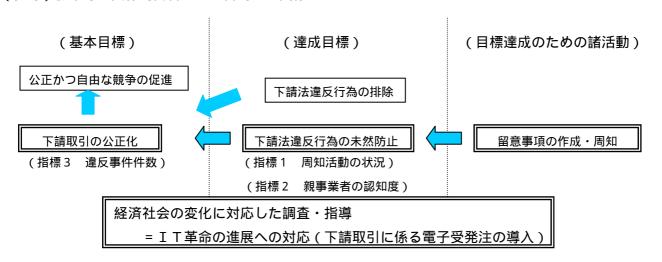
下請法の趣旨に沿った適正な電子受発注の推進(下請取引の公正化)

平成 12 年 11 月に「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)が改正されたことにより、下請法の適用を受ける取引(以下「下請取引」という。)についても情報通信の技術を利用した受注及び発注(以下「電子受発注」という。)ができることが法律上明確となった。これに伴い、下請取引において親事業者から下請事業者に対する不当な費用負担の押付け等が行われないよう図る。

#### 4. 施策等の具体的な内容

違反行為を未然に防止するよう「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(以下「留意事項」という。)を作成し,関連法制の内容と併せてその周知を図る。

### (参考)施策等の具体的内容とその目的との関係



本政策評価では, 内の関係について政策評価を行った。

本政策評価では、「下請法違反行為の未然防止」について「講習会等周知活動の状況」「親事業者の認知度」を指標として、また、「下請取引の公正化」について「下請取引における電子受発注に係る下請法違反事件の件数」を指標として評価することとした。

## 5.目標達成時期及び達成目標

平成 12 年度内に留意事項を作成するとともに ,平成 13 年度にその周知活動を行って電子受発注に伴う違反行為が生じないことを目標とする。

6.評価対象期間平成13年度

7. 政策評価実施時期 平成 15 年 3 月

### 8.評価の観点

- (1) IT分野の進展に伴う,競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 下請法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 下請法違反行為の未然防止が効率的に行われたか(効率性)。
- 9. 政策評価を行う過程において使用した資料等
- (1) 公正取引委員会による留意事項についての周知活動実績
- (2) 平成 13 年度定期書面調査における留意事項に係る調査結果

#### 10. 施策等の実施状況について

(1) 留意事項の作成

下請取引における電子受発注に伴って、親事業者から下請事業者に対する不当な費用負担の押付け等が行われることがないよう下請法及び独占禁止法上の留意事項を作成した。

#### ア 留意事項の概要

下請事業者の承諾

電磁的記録の提供について下請事業者の承諾を得ることが必要であり、また、これに当たって費用負担の内容、電磁的記録の提供を受けない旨の申出を行うことができることを併せて提示することが必要となる。

・費用負担

親事業者が, システム開発費等電磁的記録の提供を行うため親事業者が負担すべき費用を下請事業者に負担させること, 電磁的記録の提供を行うために要する通信費用を下請代金から減額するなどして下請事業者に負担させること等は独占禁止法又は下請法に違反するおそれがある。

・電磁的記録の提供を承諾しない下請事業者等への不利益な取扱い

書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことを承諾しない下請事業者又は書面の交付に代えて電磁的記録の提供を受けない旨の申出をした下請事業者に対し,不当に取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすることは,独占禁止法に違反するおそれがある。

・電磁的記録の提供を行うことができなかったときの措置

親事業者がシステムの故障等により下請事業者に対して,直ちに書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことができない場合は,当該下請事業者に書面を交付する必要がある。また,親事業者が電磁的記録の提供を行うに当たって,下請事業者のファイルに記録されたか否かを確認することが必要となる,など。

### イ 留意事項の作成手順

留意事項を作成するに当たっては,次のような手順を採った。

平成 13 年 1月 原案の作成着手

同年2月 事業者及び関係団体からのヒアリング

同 年 3月 2日 原案の作成・公表及び意見(パブリック・コメント)募集

同 年 3月30日 成案の作成・新聞発表及び公正取引委員会のホームページ掲載

### (2) 留意事項の周知活動

留意事項については,広く事業者に周知されることが必要であることから,以下のとおり積極的な周知活動を行った。

## ア 新聞発表等

平成13年3月2日に留意事項の原案の作成及び意見募集について,新聞発表を行うとともに,同時に公正取引委員会のホームページにも掲載した。その結果,日刊全国紙3紙において,合計8段に掲載された。同年3月30日に留意事項の成案を公表し,新聞発表を行った。

また,全国中小企業タイムス(関係業界紙)においては,下請法改正に伴う規則改正の概要及び留意事項の全文が掲載された。

### イ 講習会等の開催

	下請取引適正化推進講習会	下請取引改善研修会
平成 13 年度	下請法違反行為の未然防止のためには,親事業	親事業者の発注担当者及び法務担当者を対象と
実施目標	者,下請事業者とも下請法を理解していることが肝	して,下請法のきめ細かい研修を行い,下請法に
	要であることから、下請法の周知を図るため、下請	対する理解度を更に高め,下請法の理解不足,社
	取引適正化推進講習会を全国的に開催する。	内体制の不備又は発注担当者の交代等を原因とし
		た下請法違反行為の未然防止のため,下請取引改
平成 13 年度	平成 13 年度の開催状況は,次のとおりである。	平成 13 年度の開催状況は,次のとおりである。
実施実績	十成10千度の開催状況は、人のこのうである。	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
<b>大ル</b> 大順	下請取引適正化推進講習会	下請取引改善研修会
	(親事業者向け)	  開催数:全国9か所
	開催数:全国 20 か所	開催地:北海道,宮城県,東京都(2か所),石川
	開催地:北海道,青森県,宮城県,栃木県,埼玉県,	県,愛知県,大阪府,広島県,福岡県
	千葉県,東京都,長野県,愛知県,三重県,	開催時:平成 14 年 1~2 月
	滋賀県 ,京都府 ,大阪府 ,奈良県 ,広島県 ,	受講者数:421名
	鳥取県,香川県,熊本県,鹿児島県,沖縄	
	開催時:平成 13 年 11 月中	
	受講者数:1,911 名	
	(下請事業者向け)	
	開催数:全国 11 か所	
	開催地:北海道(2か所),岩手県(2か所),岐阜	
	県(2か所),富山県,石川県,愛媛県,	
	徳島県,宮崎県	
	開催時:平成 13 年 9 月~11 月	
	受講者数:628 名	
	(注)工誌即引海正化推准課羽本什 公正即引杀导	
	(注)下請取引適正化推進講習会は,公正取引委員 会主催の実施実績である。	(注)下請取引改善研修会は,公正取引委員会が,   財団法人公正取引協会へ委託し,開催してい
	ム工作が大胆大原である。	るものである。
		3 3 3 6 5 5 6 6

(注)上記のほか,公正取引委員会は,事業者団体等の要請に基づき,平成13年度においては13か所で下請法の説明会を開催している(受講者数1,282名)。

### ウ 資料配布等

実績	   平成 13 年度の配布実績
配布先	「以「マータの記事へ順
全国及び各都道府県振興公社	4 8
関係省庁及び各都道府県下請企業行政担当課	4 8
下請取引改善協力委員	1 0 1
下請法運用協力団体	9 9
日本商工会議所	日本商工会議所から全国各地の536商
	工会議所に周知
全国商工会連合会	全国商工会連合会から全国各地2800
	商工会に周知
親事業者団体	158
中小企業団体	192
経済団体連合会	1

(注)留意事項公表時(平成13年3月30日)の資料配布先数。事業者団体等への配布に当たっては,傘下団体,会員企業等に対し,留意事項に係る資料を配布し,十分周知するよう,公正取引委員会経済取引局取引部長名で要請を行っている。

#### 11.評価

今回の政策評価に当たり,9(1),(2)で挙げた資料のほか,外部の研究機関に委託して親事業者に対するアンケート調査及びヒアリングによる補足調査を実施した。これらを踏まえた評価は,以下のとおりである。

#### (1) 必要性

「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」の制定及び下請法の改正によって、下請取引において電子受発注を行えることが明確化されたことにより、昨今のIT化の進展に伴う電子受発注が拡大している中で、下請取引においても電子受発注が拡大し、下請事業者がIT化の利益を享受できることとなる一方、親事業者が下請事業者に一方的に電子受発注の実施を押し付けたり、不当に費用負担を押し付けたりするなどの懸念が高まったところである。このような状況において、留意事項を作成し、その周知を図ることについて、社会的必要性は高かったと考えられる。

## (2) 有効性

下請取引における電磁的記録の提供に係る法制の作成・周知は,下請取引における電子受発注に係る下請 法違反行為を未然に防止し,下請取引の公正化を図ることを目的としている。このような目的の観点から有 効性の評価を行えば,以下のとおりである。

- ア 留意事項の作成の際には,原案を公表し,パブリック・コメントを実施して,寄せられた意見を踏まえた修正を行うなどしており、透明な手続の下で行われたものと評価できる。また、留意事項の周知活動は, 広範に行われており,適当であったものと評価できる。
- イ 留意事項の作成・周知が下請法違反行為の未然防止・下請取引の適正化にどの程度有効であったかについて,直接・計量的に把握することは困難であるが,補足調査では,留意事項について,(ア)親事業者において十分に認識されているかどうか,(イ)周知活動と親事業者の認識等の関係がどのようなものかについて調査した(調査対象事業者100社(うち有効回答数50社))。この結果は,次のとおりである。

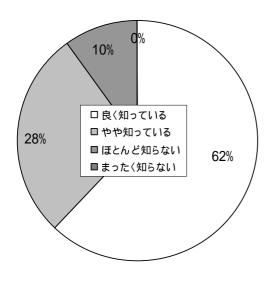
# (ア) 下請取引における電磁的記録の提供に関する法制の認知度

親事業者のうち、「まったく知らない」とする者はなく、90%が下請取引における電磁的記録の提供に関する法制について、「よく知っている」又は「やや知っている」と回答している。

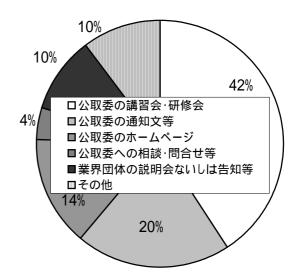
また、「よく知っている」又は「やや知っている」と回答した者のうち80%が講習会・研修会などの公正取引委員会の周知活動を通じて知ったとしている。

さらに,親事業者のうち,67%が「公取委の周知活動」について「大変役に立った」と回答しており,「まあまあ役に立った」と回答した者も含めると98%が「役に立った」と回答している。

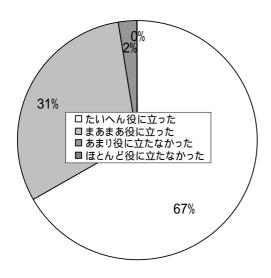
質問1『留意事項等についてご存知ですか』



質問2『留意事項等をどこで知りましたか。』



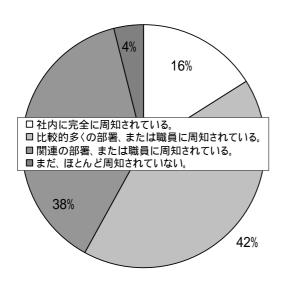
質問3『公取委の周知活動は役に立ったか』



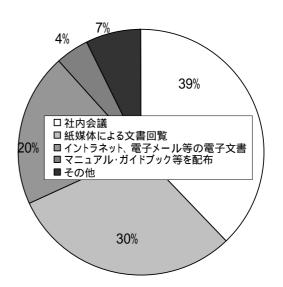
# (イ) 親事業者の社内への周知状況

親事業者のうち,96%が「社内に完全に周知されている」,「比較的多くの部署,または職員に周知されている」又は「関係部署,または関係職員に周知されている」と回答しており,この結果から,留意事項が親事業者の社内において概ね周知されている状況がうかがえる。

質問4 『社内で周知されているか』



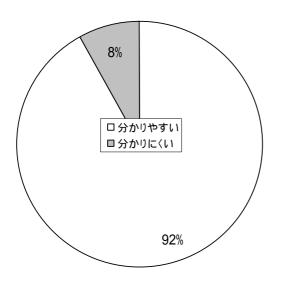
質問5 『社内でどのように周知したか』



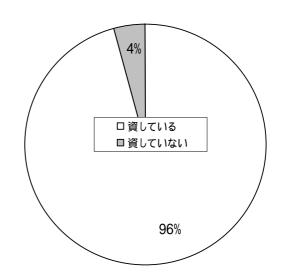
### (ウ) 留意事項の記述内容の分かりやすさ等

親事業者のうち,92%が留意事項の記述内容について「分かりやすい」と回答しており,さらに大多数96%の 親事業者が留意事項は下請法の趣旨に沿った適切な電子受発注の推進という目的に「資している」と回答して いる。

質問6『留意事項は分かりやすいか』



質問7『留意事項は本来の目的に資しているか』



### (I) 定期調査の結果

公正取引委員会は,定期的に,主として製造業を営む親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として書面調査を実施しているところ,平成13年度の定期書面調査から,留意事項に係る次のような調査項目を調査書面に設け,その調査を行った(平成13年度における定期書面調査の書面送付先数は,親事業者18,090社,下請事業者94,486社の計112,576社である。)。

この結果、留意事項に照らして問題となる違反事例は見い出されなかった。

### 「参考 - 調査項目例 - ]

# 〔親事業者向け調査項目〕

「下請事業者への発注を電磁的方法で行っている場合,書面又は電磁的記録の提供によってあらかじめ下請事業者の承諾を得ていますか。」

「下請事業者への発注を電磁的方法で行っている場合 ,下請事業者に対してどのような費用負担を求めていますか。」

### [下請事業者向け調査項目]

「親事業者からの発注を電磁的記録でもらっている場合 ,電磁的記録で提供を受けることについてあらかじめ承諾しましたか。」

「親事業者からの発注を電磁的記録でもらっている場合,どのような費用を負担していますか。」

ウ 前記ア,イのとおり,(ア)親事業者の大多数が公正取引委員会の開催する講習会・研修会などを通じて 留意事項について意識し理解していること,(イ)留意事項策定後,電子受発注における取引において,親 事業者による下請法違反事件が発生していないことなどから,留意事項の作成・周知活動等は,下請法違 反行為の未然防止・下請取引の公正化に対して一定の有効性があったと評価できる。

なお,新たに下請取引において電子受発注を実施する親事業者も増加することが予想されることから, 今後とも留意事項の周知に努めていく必要があるものと考えられる。

## (3) 効率性

電子受発注に係る下請取引の公正化のためには、これらに係る下請法違反に対して厳正に対処するほか、下請法の広報活動等によって違反行為の未然防止を図ることが必要となる。一般に、広報活動等によって多くの違反行為が未然に防止されれば、下請取引の公正化のためにはより効率的であると考えられる。今回の留意事項の作成・公表についても、違反行為の未然防止・下請取引の公正化に対して一定の有効性があったと考えられ、また、講習会・研修会など、従来からの広報活動も活用したことは、効率的な手法であったと評価できる。

しかしながら,補足調査におけるヒアリングにおいては,講習会等の受講人数を増やして欲しいとの指摘のほか, 公正取引委員会から発信されるさまざまな情報を郵送等から電子メールを使うことによって簡略化できる, 定期書面調査等を現行の紙媒体から電子化した方が効率的である,といった意見が聞かれたところである。今後,公正取引委員会の業務を電子化することにより一層の効率化を図ることについて検討する必要がある。

1.評価対象施策等

インターネット等に係る不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)上の問題の検討等

2.担当部局

経済取引局取引部消費者取引課

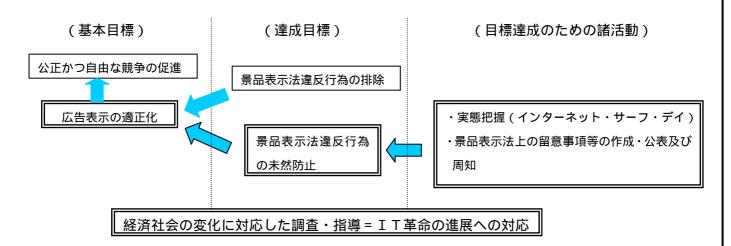
3. 施策等の目的・目標

インターネット取引のうち,特に消費者向け電子商取引(以下「B to C 取引」という。)について,景品表示法違反行為の未然防止を通じて,その広告表示の適正化を図る。

### 4. 施策等の具体的な内容

- (1) B to C 取引に係る広告表示の実態の把握 (インターネット・サーフ・デイ)
- (2) B to C 取引に係る景品表示法上の考え方を取りまとめた「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(以下「景品表示法上の留意事項等」という。)の作成・公表及びその周知活動

### (参考)施策等の具体的内容とその目的との関係



本政策評価では 内の関係について次の観点から政策評価を行った。

それぞれの活動が適正に行われたか。

景品表示法上の留意事項等の作成・周知活動の状況を評価(指標 1:研修会等の開催件数) 「広告表示の適正化」を達成したか。

インターネットを利用して行われる商品・サービスの取引における表示について,景品表示法上の 留意事項等の公表前に実施したインターネット・サーフ・デイと同様の調査を景品表示法上の留意事 項等の公表後にも行い,問題となる事例数が減少しているかどうかを確認する。(指標 2:問題事例の 件数)

インターネット情報提供サービスの表示,インターネット接続サービスの表示について実態調査を 行い問題となる事例があるかどうか確認する。(指標3:問題事例の件数)

#### 5.目標達成時期及び達成目標

平成 13 年度に景品表示法上の留意事項等を作成するとともに,平成 14 年度にその周知活動を行って B to C 取引に伴う違反行為が生じないことを目標とする。

6.評価対象期間

平成 13 年度・14 年度

7. 政策評価実施時期平成 15 年 3 月

8.政策評価を行う過程において使用した資料等

インターネット・サーフ・デイ関連資料、分析を委託したシンクタンクが収集した資料

#### 9.評価の観点

- (1) IT分野の進展に伴う,競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 景品表示法違反行為を未然に防止し,公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 景品表示法違反行為の未然防止が効率的に行われたか(効率性)。

#### 10. 施策等の実施状況について

BtoC取引における広告表示の適正化を図るため、次の活動を行った。

(1) 実態把握

インターネット上の広告表示について景品表示法に違反するものがないかどうかを一斉点検 (インターネット・サーフ・デイ) し,実態把握に努めた。

### <参考 平成 12 年度 第 1 回インターネット・サーフ・デイの結果の概要>

- 1 対象 サイト ダイエット効果を掲げる健康食品のインターネット通信販売サイト
- 2 実 施 日 平成 12 年 12 月上旬
- 3 点検サイト数 約1,800サイト
- 4 啓発メール発信数 59 通
- 5 啓発メールの対象とした表示例
- (1) 商品の効能効果に関するもの 「食事制限なし!運動も不要!」(補助食品)
- (2) 商品の信用に関するもの 「特許取得 海外主要 7 ヶ国 .....」(ジュース)
- (3) 価格表示に関するもの 「通常価格¥ ¥ 」(補助食品)

# <参考 平成 12 年度 第 2 回インターネット・サーフ・デイの結果の概要 >

- 1 対象サイト 衣料品のインターネット通信販売サイト
- 2 実 施 日 平成13年2月
- 3 点検サイト数 602サイト
- 4 啓発メール送信数 110 通
- 5 啓発メールの対象とした表示例
- (1) 価格表示に関するもの
  - ・ 比較対照価格の根拠が記載されていないもの 例 価格 10,000 円 特価 7,000 円
  - ・ 比較対照価格と販売価格のかい離が著しく大きいもの 例 通常価格¥30,000 ¥1,000円
  - 三重又は四重価格表示 例 ¥10,000 ¥8,000 円 ¥7,000 円

- (2) 原産国に関するもの
  - · 「原産国 企画・デザイン」としA国の国旗、「生産」としB国の国旗を表示したもの
  - 「アメリカ直輸入ヨーロッパブランド」との表示
  - ・ 輸入品としながら国名が表示されていないもの

## <参考 平成 13 年度 第 1 回のインターネット・サーフ・デイの結果の概要>

- 1 対象サイト
  - (1) 環境保全効果を強調する商品のインターネット通信販売サイト
  - (2) 浄水器のインターネット通信販売サイト
- 2 実 施 日 平成 13 年 10 月上旬
- 3 点検サイト数 約400サイト
- 4 啓発メール送信数 46通
- 5 啓発メールの対象とした表示例
  - (1) 環境保全効果を強調する商品
    - ・ 環境保全効果を強調するもの
      - 「リサイクルした廃食油を原料とした洗濯用石けん」
    - ・ 実証データ等による表示の裏付けの存在が疑わしいもの 「掃除後の成分は 100% 自然に分解され,川・海を汚しません。」
    - ・ あいまい又は抽象的な表示を単独で行っているもの 「からだにも環境にも安心!」
  - (2) 商品の効能効果に関するもの(浄水器)
    - ・ 商品の効能効果について,実証データ等による表示の裏付けの存在が疑わしいにもかか わらず断定的な表現を行っているもの
      - 「ミネラルを豊富に含んだアルカリイオン水にします。」
    - ・ 商品の信用について,表示の裏付けの存在が疑わしいもの「NASA のスペースシャトルなどに採用されています。」

## <参考 平成 13 年度 第 2・3 回インターネット・サーフ・デイの結果の概要>

- 1 対象 サイト 健康に関する商品のインターネット通信販売サイト
- 2 実 施 日
- (1) 平成 13 年 12 月上旬
- (2) 平成 14 年 1 月下旬
- 3 点検サイト数 665サイト((1)426サイト,(2)239サイト)
- 4 啓発メール送信数 62 通 ( (1)31 通 , (2)31 通 )
- 5 啓発メールの対象とした表示例
- (1) 商品の効能効果について、実証データ等による表示の裏付けの存在が疑わしいにもかかわらず断定的な表現を行っているもの
  - 「食事制限やエクササイズなし 4週間でマイナス 10kg をクリア」(錠剤)
  - 「試した翌日にはバストのハリが違う!!」(ドロップ)
  - 「テーピングの要領で貼っていただくだけで,痛みがやわらぎ,スポーツマンには筋肉の補強になります。ゴルフをするかたは,飛距離が伸びます。」(テープ)

「光触媒の力により悪臭や人体に悪影響を及ぼす有害物質を完全に分解し,細菌などを完全に 死滅させます。」(スプレー)

(2) 商品の信用又は推奨について,表示の裏付けの存在が疑わしいもの

「世界七カ国(アメリカ・フランス・スイス・イギリス・ドイツ・カナダ・オーストラリア) で特許を取得」(飲料)

「医学的に体重の減量に役立つことが証明された,ただ一つの非医薬用薬品です。」( 錠剤 )

「このダイエットは効果があると,医局的研究で証明され,米国厚生省も証明しました。」( 飲 料)

「中国で高く評価され「香港国際最高金貨受賞」「国家発明特許取得」など数々の賞に輝き,中 国では1.000万人以上の優れたダイエット効果が認められている商品です。」(錠剤)

#### (2) 景品表示法上の留意事項等の作成・公表及びその周知活動

B to C 取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図るため ,景品表示法上の留意事項等を作成し ,景品表示 法上の問題点を整理し,事業者に求められる表示上の留意事項を示した。

### ア 作成の経緯

インターネット・サーフ・デイの実施結果,インターネットに関する苦情・相談の傾向等を踏まえて,景 品表示法上の留意事項等を作成した。

平成 12 年 12 月 インターネット・サーフ・デイの実施

平成 13 年 2 月

同

同

同 年 10月 同

年 12月 同

上

上

上

平成 14 年 1 月

同 上

同 年 3月 景品表示法上の留意事項等(原案)の公表及び意見(パブリック・コメント)募集

同 年 6月 景品表示法上の留意事項等(成案)の公表

### イ 主な内容

- (ア) インターネットを利用して行われる商品・サービスの取引における表示
  - a 商品・サービスの内容又は取引条件に係る表示について

商品・サービスの効能・効果を標ぼうする場合には、十分な根拠なく効能・効果があるかのよう に一般消費者に誤認される表示を行ってはならない。

販売価格,送料,返品の可否・条件等の取引条件については,その具体的内容を正確かつ明りょ うに表示する必要がある。

b 表示方法について(ハイパーリンクの文字列について)

消費者がクリックする必要性を認識できるようにするため,リンク先に何が表示されているのか が明確に分かる具体的な表現を用いる必要がある。

消費者が見落とさないようにするため,文字の大きさ,配色などに配慮し,明りょうに表示する 必要がある。

## (情報の更新日について)

表示内容を変更した都度,最新の更新時点及び変更箇所を正確かつ明りょうに表示する必要がある。

(イ) インターネット情報提供サービスの取引における表示

インターネット情報提供サービスの利用料金が掛かる場合には,有料である旨を正確かつ明りょうに表示する必要がある。

毎月料金を徴収するなどの長期契約である場合には ,その旨を正確かつ明りょうに表示する必要がある。

ソフトウェアを利用する上で必要なOSの種類, CPUの種類, メモリの容量, ハードディスクの容量等の動作環境について, 正確かつ明りょうに表示する必要がある。

# (ウ) インターネット接続サービスの取引における表示

ブロードバンド通信の通信速度については、通信設備の状況や他回線との干渉等によっては速度が低下する場合がある旨を正確かつ明りょうに表示する必要がある。

サービス提供開始時期について、回線の接続工事等の遅れにより表示された時期までにサービスの提供を開始することができないおそれがある場合には、その旨を正確かつ明りょうに表示する必要がある。 サービス料金の比較表示に当たっては、社会通念上同時期・同等の接続サービスとして認識されているものと比較して行う必要がある。

### ウ 周知活動等

#### (ア) 新聞発表等

景品表示法上の留意事項等については,平成14年6月5日に新聞発表を行うとともに,同時に公正取引委員会のホームページにも掲載した。その結果,日刊全国紙2紙に掲載されるとともに,新聞社のホームページやポータルサイトのニュースページに掲示された。

#### (イ) 事業者等への説明等

事業者団体の依頼を受けて,公正取引委員会の職員が当該団体の会員を対象として行った景品表示法に関する講演会のうち,17件の講演会において景品表示法上の留意事項等の説明等を行った。

## 指標 1 平成 14 年度における景品表示法上の留意事項等に関する講演会の開催状況

景品表示法上の留意事項等に関する講演会の開催 | 開催数:17 回 状況 | 開催地:東京(11 回),神奈川(2 回),埼玉(2 回),大

開催時期:平成14年6月~平成15年3月

阪,沖縄

#### エ 公表後の監視活動

#### (ア) 電子商取引監視調査システム

インターネット・サーフ・デイによる集中的な監視調査に加え,平成14年8月から「電子商取引監視調査システム」を構築し,一般消費者等に「電子商取引調査員」として,インターネット上の広告表示の調査を委託し,電子商取引監視調査システムを通じて報告を求めることにより,インターネット上の広告表示の常時監視を行っている。これを通じて,景品表示法上の留意事項等の遵守が図られることが期待される。

なお,平成15年度においては,更に監視体制を強化するため,電子商取引調査員を50名から80名に 増員することとしている。

#### (イ) 消費者モニター等への研修等

B to C 取引に係る問題事例に関する情報を提供してもらうため,平成 14 年 9~11 月に消費者モニター(平成 14 年度 1,000 名委嘱)を対象に研修会を開催し,公正取引委員会の取組の一環として景品表示法上の留意事項等について説明を行うとともに、景品表示法上の留意事項等を消費者にも周知するため消費者団体との情報交換を次のとおり開催した。

平成 14 年度第2回消費者モニター研修会(計41か所)の開催状況

本局	東京(3回),茨城,栃木,群馬,山梨,長野,新潟
北海道事務所	札幌,旭川,釧路,函館,北見
東北事務所	東北北地区,南地区
中部事務所	愛知,岐阜,三重,静岡,石川,富山
近畿事務所	大阪・奈良, 兵庫, 京都・滋賀, 福井, 和歌山
中国支所	山陽地区,山陰地区
四国支所	香川,愛媛,高知,徳島
九州事務所	福岡,佐賀,長崎,熊本,大分,宮崎,鹿児島
沖縄公正取引室	沖縄

#### 平成 14 年度における消費者団体等との情報交換会等の開催状況

消費者団体等との情報交換会開催状況

【目的】公正取引委員会の消費者行政を円滑かつ 効果的に推進するため,消費者団体等から意見を 聴取し,今後の行政運営に反映 開催数:26回

開催地:札幌(2回),岩手,東京(3回),愛知,富山,

石川,三重,岐阜,静岡,大阪,和歌山,奈良,

京都,滋賀,兵庫,福井,広島(2回),愛媛, 高知,熊本,長崎,佐賀

団体数:延べ137団体

開催時期:平成14年7月~平成15年3月

## (3) 相談に対する回答及び相談事例の公表等

平成 13 年度及び 14 年度においては,B to C 取引における広告表示の適正化に係る相談がそれぞれ 2 件,21件あり,これに回答した(公表事例はなかった。)。

#### 11. 実施状況の評価

#### (1) 必要性

電子商取引等の促進をはじめとするIT化の推進は,我が国の重要政策課題とされているところである。特に,B to C 取引の促進のためには,事業者から消費者に対して商品選択上の重要な情報が適切に提供され,B to C 取引に対する消費者の信頼を確立することが必要である。この点について,「e-Japan2002 プログラム-平成14年度IT重点施策に関する基本方針-」(平成13年6月)は,次のとおり定めている。

「(4) 消費者保護の推進(内閣府,経済産業省,公正取引委員会及び関係府) 苦情の円滑な処理のための環境整備や関連情報の提供等により個人情報の保護を図るなど電子商取引等に係る消費者保護の推進を図る。」

また、インターネットに関しては、低価格・常時接続・高速通信等の特徴を有するブロードバンドの出現とあいまって一般家庭においても飛躍的に普及してきているところ、昨今BtoC取引市場は急速に拡大している状況にあり、今後も拡大していくことが予想される。

こうしたことにかんがみれば,景品表示法上の留意事項等の作成・公表は,不当表示の未然防止・消費者取引の適正化に資する取組として,経済社会の変化が進む中で,社会的に高い必要性に対応したものであると評価でき,また,今後の必要性も高まっていくものと考えられる。

## (2) 有効性

景品表示法上の留意事項等の作成・周知活動が景品表示法違反行為の未然防止・広告表示の適正化にどの程度有効であったかについて,直接・計量的に把握することは困難であるが,この点については次のとおりと考えられる。

- ア 景品表示法上の留意事項等は,インターネット・サーフ・デイによる実態調査,パブリック・コメントによる意見等を踏まえており,適正に作成されたものと評価できる。また,商品・サービスの内容又は取引条件に係る表示について,景品表示法上の問題点,問題となる事例及び表示上の留意事項を具体的に記述しているため,事業者が商品・サービスに関する表示を行おうとする際の明確な基準として有効に活用し得るものであると評価できる。
- イ 景品表示法上の留意事項等には、「インターネットを利用して行われる商品・サービスの取引における表示」に係る景品表示法上の考え方が記載されており、この観点から、衣料品の取引について実態調査を行い、 景品表示法上の留意事項等の公表前(平成13年2月)に実施したインターネット・サーフ・デイの調査結果 と対比した。

なお,今回の評価では,景品表示法上の留意事項等の公表前に実施したインターネット・サーフ・デイのうち,問題事例の比率(啓発メール送信数/点検サイト数)が最も高かった衣料品のインターネット通信販売サイトを取り上げて,その改善状況を把握することとした。その結果は,次のとおりである。

指標 2 インターネットを利用して行われる衣料品の取引における表示に係る問題事例の件数

実施日	実施日対象サイト数		不当表示につながるおそれのあるもの		
<b>夫</b> 爬口	対象リイド数		価格表示関係	原産国関係	
平成13年2月	602	1 2 0(20.0%)	1 0 1 (16.8%)	19 (3.2%)	
平成15年3月	1 0 0	5( 5.0%)	5 ( 5.0% )	0 (0.0%)	

公正取引委員会が,景品表示法上の留意事項等の公表前に実施したインターネット・サーフ・デイでは,不当表示につながるおそれがあるサイトの比率が 20.0% (120 サイト (価格表示関係が 16.8% (101 サイト), 原産国表示関係が 3.2% (19 サイト)) となっていたのに対し,今回の実態調査では,調査の対象とした 100 サイトのうち,不当表示につながるおそれがあるサイトの比率が 5.0% (5 サイト(すべて価格表示関係)) にとどまっており,不当表示につながるおそれがあるサイトの比率が前回より低下している。今回の調査対象サイト数が少ないことため確定的な評価を加えることができないが、以上のことから,景品表示法上の留意事項等の作成・周知活動及びその後の監視活動は,インターネットを利用して行われる商品・サービスの取引における表示の適正化に一定の効果があったことがうかがわれる。

- ウ 景品表示法上の留意事項等には ,「インターネット情報提供サービスの取引における表示」及び「インターネット接続サービスの取引における表示」に係る景品表示法上の考え方が記載されていることから , それぞれの表示についても実態調査を行った。その結果によれば , 景品表示法上の留意事項等に照らし問題となる表示が散見される状況にあった。
  - (ア) インターネット情報提供サービス

音楽,ソフトウェア,画像等のインターネット情報提供サービスを対象に行った実態調査では,回線の種類,速度等を表示した上でダウンロードに要する時間が表示されていない,再ダウンロードの回数や期間等の利用条件が表示されていない等,景品表示法上の留意事項等に照らして問題となるサイトが14サイトあった。

#### (イ) インターネット接続サービス

平成 15 年 1 月に公正取引委員会が公表した「消費者向け電子商取引における表示の監視状況等について」では,インターネット接続サービスの取引における表示について,最大通信速度を強調して表示していながら,通信設備の状況や他回線との干渉等によっては通信速度が低下する場合があるとの重要な情報

を ,最大通信速度の強調表示の近接した箇所に明りょうに表示せず ,ハイパーリンク先のQ&A等において表示しているサイトが3サイトあった。

#### (具体的表示例)

「ADSL12Mの特長」として,最大通信速度について,「高速インターネット」,「ダウンロードが断然速い!!」と強調して表示していながら,回線の状況や経由するネットワークの状況等によって通信速度が変動する旨を,これらの表示の近接した箇所には表示せず,ハイパーリンク先の「Q&A」において表示している。

最大通信速度について,「アナログモデムの約150倍」等と強調して表示していながら,回線距離等により速度が低下する場合がある旨をこれらの表示の近接した箇所には表示せず,ハイパーリンク先の「よくある質問&答え」において表示している。

- (ウ) 前記(ア),(イ)のとおり,景品表示法上の留意事項等の作成・周知活動等が景品表示法違反行為の未然防止・広告表示の適正化に対して一定の効果があったことがうかがわれる。しかしながら,これについては,次のような更なる改善が必要であると考えられる。
  - a 景品表示法上の留意事項等については,公正取引委員会の取組の一環としての説明会等を行ってきているが,依然としてBtoC取引サイト上における不適正な表示が散見される(上記(2)ウ参照)ことから,事業者及び消費者に対し更なる周知活動を行うとともに,「電子商取引監視調査システム」を有効に活用するなど更に監視体制を強化し,違反行為の排除に努める必要がある。
  - b また、「電子商取引監視調査システム」により確認された違反行為の形態等を整理し、急速に変化するBtoC取引の表示実態を的確に把握することにより、不当表示等の景品表示法違反行為の早期発見に努めるとともに、BtoC取引における表示における景品表示法上の問題点を整理し、留意事項を追加・補充していくことで、新たな手法による景表法違反行為について迅速に対応できるようにする必要がある。

# (3) 効率性

B to C 取引における広告表示の適正化のためには,景品表示法違反行為に対して厳正に対処するほか,景品表示法上の考え方の周知活動等によって違反行為の未然防止を図ることが必要となる。一般に,周知活動等を通じることで多くの違反行為が未然防止されれば,広告表示の適正化のためにはより効率的であると考えられる。今回の景品表示法上の留意事項等の作成・公表については,一定の効果があったことがうかがわれることから,広告表示の適正化のためには効率的な方法であったのではないかと考えられる。

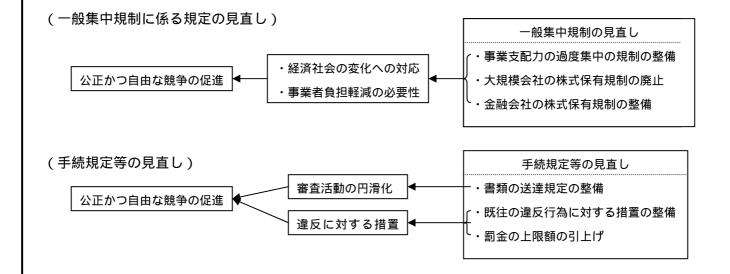
- 1.評価対象施策等 法制度の在り方の見直し・検討
- 担当部局
   経済取引局総務課,企業結合課
- 3. 施策等の目的・目標

経済活動の基本ルールである独占禁止法を経済社会の変化等を踏まえたものにすることにより,公正かつ自由な競争の促進に,よりふさわしいものとする。

### 4. 施策等の具体的な内容

独占禁止法で定める一般集中規制に係る規定の見直し及び手続規定等の見直し

## (参考)施策等の具体的内容とその目的との関係



上記関係について,数量的指標を用いて評価することは困難であるため,本政策評価では,一般集中規制に係る規定及び手続等に係る規定の見直しについて, どのような活動が行われたか, それらが経済社会の変化に対応したものであったか, それぞれの見直しの内容がその趣旨・目的に適合したものであったかについて,定性的に評価することとする。

#### 5.目標達成時期及び達成目標

独占禁止法で定める一般集中規制に係る規定の見直し及び手続規定等の見直しについて, 平成 14 年度内に実施することとし, 我が国経済社会の変化に適切に対応したものとすることを目標とする。

6 . 評価対象期間7 . 政策評価実施時期平成 13 年度平成 15 年 3 月

- 8.評価の観点
- (1) 経済社会の変化等を踏まえ改正する必要があったか(必要性)。
- (2) 経済社会の変化等に対応したかどうか(有効性)。
- (3) 独占禁止法の改正が効率的に行われたか(効率性)。
- 9.政策評価を行う過程において使用した資料等 内部資料
- 10. 施策等の実施状況について
- (1) 一般集中規制に係る規定の見直し関係

### ア 経緯

- (ア) 平成9年独占禁止法の一部改正法(平成9年法律第87号)(抄)
- 「附則

(検討)

- 第 5 条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、事業支配力の過度の集中を防止する観点から、設立等が禁止される持株会社の範囲及び持株会社の事業活動の実態を把握する方法並びに大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (イ) 「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)(抄)
  - 「3 競争政策等関係
    - (4) 個別事項

		実施予定時期	
事項名	措置内容	平成 13 年度	平成 14 年度
一般集中規制(持株 会社規制,大規模会 社の株式保有総額制限,金融会社の株式 保有規制)の見直し (公正取引委員会)	現行の持株会社規制,大規模会社の株式保有総額制限,金融会社の株式保有規制については,一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして,事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し,平成 13 年度中に結論を得て,平成 14年度中に所要の措置を講ずる。	検討 (結論)	措置

(ウ) 独占禁止法研究会における検討・同研究会報告(平成 13年2月~10月)

公正取引委員会は,平成 13 年 2 月から,学識経験者,産業界代表,消費者団体代表等からなる独占禁止法研究会(座長:宮澤健一橋大学名誉教授)を開催し,同研究会において一般集中規制の必要性・在り方等が検討され,平成 13 年 10 月,同研究会の検討結果が「独占禁止法研究会報告書」として公表された。同報告書においては,次のとおり提言されている。

「我が国特有の経済実態には変化が認められるものの,現時点では,一般集中規制が担っている機能を市場集中規制等で代替することは難しいと考えられること等から,一般集中規制の趣旨は,現在でも否定されるものではないが,現行の各条文については,見直すべき点があると考えられる」

.

(I) 事務総局内での検討・法案の作成

公正取引委員会は,事務総局経済取引局企業結合課等において,日本経済の実態の変化を把握するため,「企業集団の実態調査」(平成 13 年 5 月公表),「大規模事業者会社とグループ経営に関する実態調査」(平成 13 年 5 月公表)を行った。次いで,これらの調査結果及び独占禁止法研究会の提言に基づき,見直しの方向性・改正法案の内容の検討を行った。同改正法案は,平成14年3月5日閣議決定され,同日国会に提出された。

### イ 法案の主な概要

- (ア) 大規模会社の株式保有総額制限(第9条の2)の廃止・事業支配力の過度集中規制(第9条)の整備 大規模会社が一定の基準額を超えて株式を保有することを禁止している第9条の2を廃止するととも に,非持株会社についても事業支配力の過度集中を防止する必要があることから,持株会社規制に係る 第9条を整備し,同条を事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する規定とする。
- (イ) 金融会社による議決権保有制限(第11条)の対象範囲の縮減

第 11 条は,金融会社(銀行,保険会社,証券会社等)が他の国内の会社の総株主の議決権の 5%(保険会社は 10%)を超えて当該他の国内の会社の議決権を取得・保有することを禁止していたところ,

- a 規制対象を金融会社(銀行,保険会社,証券会社等)から銀行又は保険会社とする
- b 金融関連会社(銀行又は保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社)の議決権保有を規制対象から除外する

などとする。

### (2) 手続規定等に係る規定の見直し関係

# ア 経緯

(ア) 独占禁止法研究会における検討・同研究会報告(平成 13年2月~10月)等

独占禁止法研究会報告書において、 経済のグローバル化に伴い、今後とも国際的な独占禁止法違反事件が増えるものと考えられ、独占禁止法上の書類について在外者への送達方法を整備すること、 第6条違反行為・第8条第1項第2号、第3号違反行為について、将来の同様の行為の不作為等を命じ得るようにするなどのため、それぞれ違反行為が既になくなっている場合であっても違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じることができるようにすること、等が提言された。

- (4) 21世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会における検討・同懇談会提言(平成13年6月~11月) 同懇談会(会長:宮澤健一一橋大学名誉教授)から,入札談合,価格協定等を行った法人等に対する 罰金の上限額は,平成4年の独占禁止法改正により500万円から1億円に引き上げられたが,その後の 改正等による証券取引法をはじめとする他の経済法令における罰金の上限額3億円又は5億円と比べ低 水準となっており,経済活動の基本ルールとしての独占禁止法の重要性にかんがみても,私的独占,不当な取引制限の違反に係る法人等に対する罰金の上限額を他の経済法令と並ぶ水準まで引き上げるべきなどが提言された。
- (ウ) 事務総局内での検討・法案の作成

以上の状況を踏まえて,公正取引委員会は,事務総局経済取引局総務課において,平成13年11月から手続規定等について検討を行い,法案作成に取り組んだ。同法案は,平成14年3月5日閣議決定され,同日国会に提出された。

### イ 法案の主な概要

(ア) 在外者に対する書類の送達手続等の整備(第69条の2,第69条の3及び第69条の4)

改正前は、外国に所在する相手方(在外者)に独占禁止法上の手続に係る書類の送達はできなかったところ、書類の送達について、民事訴訟法第108条(外国における送達)等の規定を新たに準用するほか、公示送達(当事者の住所等送達すべき場所が不明であること等により書類の送達が不可能である場合において、所定の公示手続をとり、公示がされてから一定期間が経過した後に書類の送達があったとみなす制度)の規定等を設ける。

(1) 既往の違反行為に対する措置の対象行為の追加(第7条第2項,第8条の2第2項,第48条第2項 及び第54条第2項)

違反行為が既になくなっている場合においても、公正取引委員会が必要な措置を命ずることができる 違反行為として、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限行為等を追加する。

- (ウ) 法人等に対する罰金の上限額の引上げ(第95条第1項第1号及び第2項第1号) 改正前は,私的独占,不当な取引制限等の違反に係る法人等に対する罰金の上限額は1億円であった ところ,法人等に対する罰金の上限額を5億円に引き上げる。
- (参考) 独占禁止法一部改正法案は,平成14年5月22日に参議院本会議において可決・成立し,同年5月29日,「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第47号)として公布され,手続規定等に係る改正は同年6月29日から,一般集中規制に係る改正は同年11月28日から施行された。

#### 11.評価

- (1) 前記 10 で述べたとおり,一般集中規制に係る規定の見直し及び手続規定等の見直しは,各方面から求められていたところであり,これらに係る法案の作成・提出は,社会的必要性に適切に対応したものであると評価できる。
- (2) 一般集中規制に係る規定の見直しについては、「平成 14 年度中に所要の措置を講ずる」(「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定))とされていたところ、適切に対応したものと評価できる。
- (3) 今回の見直しについて,それぞれの目的に対して有効なものとなっているかどうかの評価は,次のとおりである。

## ア 一般集中規制に係る規定の見直し

今回の見直しは,経済社会の変化に対応して事業者負担を軽減しつつ,公正かつ自由な競争の促進を確保するためによりふさわしい一般集中規制の仕組みを作ることを目的として行われたものである。このような目的との関係において,今回の見直し結果(法案の内容)を評価すれば,次のとおりである。

なお,事業者負担の軽減の程度及び公正かつ自由な競争の促進に与える影響について,直接的・計量的に測定することは困難である。また,改正後の一般集中規制に係る規定が施行されてから間がないことから,この効果について十分に見極めるには今しばらくの時間を要する。このため,ここでは,それぞれの見直しがどのような考え方に基づいているかについて整理するとともに,一部の事業者から事業支配力の過度集中の防止に係る規定の改正の影響についてヒアリング調査を行うことによって,その妥当性を定性的に評価することとする。

- (ア) 事業支配力の過度集中の防止に係る規定(第9条及び第9条の2)の見直し
  - a 今回の第9条の2の規定の見直しによって経済社会の変化等に対応したかどうか,また,事業者 負担の軽減が図られたかどうかについては,次のとおりである。
  - (a) 今回の見直しは,経済実態調査を行い,これによって得られた次のような実態を踏まえたものである。
    - ・ 第9条の2の規制対象として主に念頭に置かれていた総合商社の融資力,輸出入取扱高が大幅に低下している(昭和47年度と平成11年度時点の対比は図のとおり。)。
    - ・ 経済のグローバル化,時価会計制度の導入により株式のリスクを考慮する必要性が生じてきていること等に伴って,特に,一般的な株式保有(いわゆる支配株でない広く薄い株式保有)を解消させていく動きがみられる。

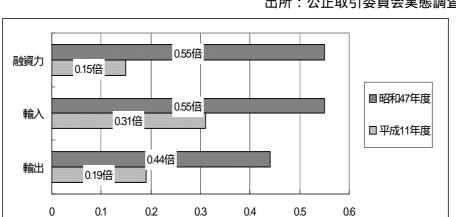
関係大規模事業者 6 社(注1)にヒアリング調査を行ったところ,いわゆる広く薄い株式保有(少数株主としての株式保有)については,減少又は解消させる方向にあるとしており,第9条の2の廃止後も広く薄い株式保有を解消させていくという動きは変わらないものとみられる。前記のような実態について評価時点においても大きな変化はないと考えられる。

- (注1) 大規模会社(改正前の第9条の2の対象であった会社)のうちその株式保有総額が同条の規制による上限額に比較的近いもの(規制株式(保有株式 適用除外株式)の保有割合(基準額(純資産の額又は資本の額のいずれか大きい額)に占める割合)が50%を超えているもの)の中から,規制株式の保有割合等を勘案して選定した。
- (b) 今回の見直しは,第9条の2の一律・形式的な基準による規制を廃止するものである(改正前の第9条の2の対象であった会社は,約200社である。)。ヒアリング調査においても,第9条の2の廃止について,具体的に第9条の2の規定による規制が制約となったことはないが潜在的に制約となる可能性はあったので第9条の2の廃止によってグループ会社の再編を行いやすくなったといえる,大型の投資の機会があった場合に第9条の2の規定に違反することなく対応できるよう同条の規制よりも厳しい内部基準を設けていたがこれを廃止することができ企業戦略に対する足かせが一つなくなった等の意見があった。

#### (参考)

### 商社の金融機能等の変化

売掛債権,貸付金等から把握される6大総合商社の融資力を首位銀行の融資力と比較すると,平成11年度では0.15倍となっており,昭和47年度の0.55倍と比較して大幅に低下している。また,輸出入取扱高について,日本全体の輸出入総額に占める割合で見ると,輸出,輸入のいずれも大幅に低下している。



出所:公正取引委員会実態調査(平成13年5月)

- b 今回の見直しでは、公正かつ自由な競争の促進のため、第 9 条を改正して「事業支配力が過度に 集中することとなる会社」を禁止した(注2)。
- (a) 今回の見直しの過程においては,現時点の事業支配力の過度集中規制の必要性について,経済 実態調査を行い,これによって得られた次のような実態を踏まえて検討したものである。
  - ・ 企業集団内の金融機関のメンバー企業への貸出比率は、全体の貸出総額が減少している中で増加しているなど、より関係が深まっているとみられるものも存在し、また、企業集団を超えた銀行の統合が起こっているにもかかわらず、企業集団に属する企業においては、現在の企業集団が維持、継続されるとする見方が多い。
  - ・ 企業集団に属する企業の株式持合いについては、これまでのところ、解消されている株式持合いは主として企業集団外企業との株式持合いである。
  - ・ 企業集団に属する企業,大規模事業会社においては,株式持合いを解消させるという企業はほとんどなく,株式持合いの目的として,取引関係の維持・強化を挙げる企業が多数を占めている。 連結対象企業を中心に出資関係にある企業との取引は,現状でも総じて高いウエイトを占めている。
- (b) ヒアリング調査においても、いわゆる広く薄い株式保有は解消するとする一方、株式を保有する場合は支配可能な程度の株式を保有することとしているとの意見があり、この結果のみで判断することはできないが、評価時点において一部に企業グループの株式保有関係の緊密化の動きもうかがわれる。
- (c) なお,今回の法改正の結果,改正前の第9条の「持株会社」ではない会社についても,改正後の第9条第5項の規定に基づいて,一定の範囲で公正取引委員会に報告書を提出しなければならない。しかし,これにより報告義務を負うこととなる会社は,80社程度にとどまると見込まれる。これらの会社は,新たに報告義務を負うこととなるが,報告書の様式については,パブリック・コメント手続により関係各方面の意見を求めた上で,必要最小限の記載事項となるよう簡素なものとした。

### (注2) 事業支配力の過度集中規制の必要性について

事業支配力の過度集中規制の必要性については、大規模な企業集団の形成によって、総合的な事業能力の格差の拡大、協調関係の形成やその関係の他市場への波及、相互取引(互恵取引)、排他的な取引関係の形成等が引き起こされる場合などに、市場メカニズムの機能が妨げられ、この結果、競争にゆがみが生じるおそれがあることから、個々の市場での競争制限の問題を超えて、企業グループの規模に上限を画し、また、競争への悪影響を生じやすい結合を規制する機能を有しているとされている(「独占禁止法研究会報告書」(平成13年10月31日公表))。

- c 以上のとおり,事業支配力の過度集中規制に係る規定(第9条の2及び第9条)の見直しは,経済調査に基づく実態を踏まえて,公正かつ自由な競争の促進に資するものであるとともに,事業者負担を軽減するものであったと考えられる。
- (イ) 金融会社の議決権保有の制限に係る規定(第11条)の見直し関係

今回の見直しによって,第11条の規制対象が金融会社(銀行,保険会社,証券会社,信託会社及び無尽会社)から銀行及び保険会社に限定されることは,当然に事業者負担の軽減に資するものであると評価できる。例えば,平成13年度における第11条に係る認可件数は351件であるが,このうち240

件程度が,認可の対象外となるものと考えられる。

また、今回の見直しは、次のような経済社会の変化に適切に対応したものと考えられる。

- a 信託会社については,そのすべてが銀行との兼業となっていること。
- b 無尽会社については,現在,物品給付型無尽会社1社が存在するのみであること。
- c 証券会社については,証券市場が整備された現在では,証券会社が引受業務により企業に大きな 影響を及ぼす可能性は少ないものと考えられ,また,資金量からみても,証券会社は広く資金を募 ることはできないため,銀行及び保険会社よりもむしろ一般の事業会社に近い存在といえること。

## イ 手続規定等に係る規定の見直し関係

手続等に係る規定の見直しについて,それぞれの目的を有効に達成したものであるかどうかを直接的・計量的に測定することは,現時点において困難である。今後の事例の積み重ねを通じて,評価する必要がある。現時点において,今回の見直しについて簡単に評価すれば,次のとおりである。

### (ア) 在外者に対する書類の送達手続等の整備

在外者に対する書類の送達手続等の整備は,グローバル化に対応して,国際的な独占禁止法違反事件に適切に対処することを目的としているところ,今回の見直しによって,そのような対処が可能になり,このことは,公正かつ自由な競争の促進に資することとなる。

なお,今回の見直しによって公示送達が可能となり,より効率的な事件処理ができることとなったところ,今回の見直し後2件の事件において公示送達を行った例がある。

(イ) 既往の違反行為に対する措置の対象行為の追加

既往の違反行為に対する措置の対象行為の追加は,事業者団体の違反行為に対する排除措置の実効性を高めるものであって,これにより,公正かつ自由な競争の促進に資することとなる。実際,今回の見直し以前においては,事業者団体の既往の違反行為について,排除措置が採れないことから法的措置を採ることができなかった事例があった。今後,このような事例についても,適切に対処できるものと考えられる。

(ウ) 法人等に対する罰金の上限額の引上げ

法人等に対する罰金の上限額の引上げは,独占禁止法違反行為に対する抑止力強化となり,公正かつ自由な競争の促進に資することとなる。今回の見直しによって,価格カルテル,入札談合等の独占禁止法違反に係る罰金の上限額は,証券取引法等の経済法令の罰金上限額(5 億円)と同じ水準となり,十分な引上げが行われたものと考えられる。

- (4) 前記4で述べたとおり,一般集中規制に係る規定の見直し及び手続規定等の見直しの成果を直接・計量的に測定することができないため,厳密にそれらの見直しの効率性を評価することは困難である。しかし,今回の見直しについては,経済社会の変化等に対応し,短期間で事業者負担軽減の要望にこたえたものと評価できる。
- (5) 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)では「企業を取り巻く環境が変化しつつある中で一般集中規制については、平成14年の改正によって大幅な改善を図ったところであるが、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえて、評価・検討する」とされていることから、一般集中規制について適切にフォローアップを行い、その結果を政策評価として取りまとめ

ることとしたい。

また,このほか,今回の改正法の附帯決議において,「独占禁止法違反行為に対する抑止力の強化の観点から,課徴金,刑事罰や公正取引委員会の調査権限の在り方を含めた違反行為に対する措置体系全体について早急に見直すこと」等とされており,今後,これら見直しに係る法改正が行われた場合においては,改正法の施行後,適当と思われる時期に政策評価を行うことを検討する。